

平成30年第2回定例会（12月議会）

予算特別委員会教育公安分科会
教育公安委員会提出資料
（予算及び付託議案審査関係資料）

平成30年12月3日

教 育 委 員 会

目 次

総務課施設整備室

- ・教育施設除却事業 1

教職員給与課

- ・教職員の給与費の補正について 2
- ・市町村立学校職員の給与等に関する条例の
一部を改正する条例案について 3
- ・教育長の給与及び旅費等に関する条例の
一部を改正する条例案について 1 4

生涯学習課

- ・(新) ミュージアム活性化事業 (債務負担行為の設定) . . . 1 6

教育施設除却事業

総務課施設整備室

1 概要

平成28年4月の大館桂桜高校の開校に伴い閉校した旧大館工業高校の教室棟等の解体設計が完了し、解体に係る工事費が確定したため工事を実施する。

2 補正予算額

149,565千円 (債134,600千円 ①14,965千円)

※公共施設等適正管理推進事業債(除却事業)

3 内容

○解体建物

教室棟 (RC-3)	延べ面積	2,461.50㎡
第一体育館 (S-1)	延べ面積	935.00㎡
渡り廊下 (S-1)	延べ面積	110.72㎡



教職員の給与費の補正について

教職員給与課

1 概 要

人事委員会勧告による給与改定及び人件費の実績見込みによる補正を行う。

2 補正予算額

△191,367千円 (⊕△38,811千円 ⊖△152,556千円)

3 内 容

(単位：千円)

科目区分	補正予算額計	人事委員会勧告分	人件費実績見込み分
給 料	△149,100	40,580	△189,680
職員手当等	59,181	405,242	△346,061
共済費	△101,448	77,930	△179,378
合 計	△191,367	523,752	△715,119

市町村立学校職員の給与等に関する条例の 一部を改正する条例案について

教職員給与課

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の給料月額、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

(1) 第1条による改正関係

① 宿日直手当の引上げ（第21条関係）

- ・勤務1回に係る宿日直手当の上限額を次のとおり引き上げる。

区 分	改正前	改正後	増減
一般の宿日直勤務	4,200円	4,400円	+200円
勤務時間が通常の2分の1の日等の宿日直勤務	6,300円	6,600円	+300円
管理又は監督の業務その他特殊な業務を行う宿日直勤務	5,900円	6,100円	+200円
勤務時間が通常の2分の1の日等の宿日直勤務	8,850円	9,150円	+300円

② 勤勉手当の引上げ（第23条及び附則第5項関係）

- ・平成30年12月に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおり引き上げる。

職員の区分	改正前	改正後	増減
一般職員	82.5/100	92.5/100	+10/100
再任用職員	40/100	45/100	+ 5/100

③ 給料の改定（別表第1～別表第3関係）

- ・現行の給料表について、給料月額の引上げ改定を行う。
(平均0.09%)

(2) 第2条による改正関係

① 期末手当の改定（第22条関係）

- ・期末手当の支給割合について、次のとおり6月期は引き上げ、12月期は引き下げる。

職員の区分	支給期	改正前	改正後	増減
一般職員	6月	117.5/100	125/100	+7.5/100
	12月	132.5/100	125/100	△7.5/100
再任用職員	6月	62.5/100	70/100	+7.5/100
	12月	77.5/100	70/100	△7.5/100

② 勤勉手当の改定（第23条関係）

- ・勤勉手当の支給割合について、次のとおり6月期は引き上げ、12月期は引き下げる。

職員の区分	支給期	改正前	改正後	増減
一般職員	6月	82.5/100	87.5/100	+5/100
	12月	92.5/100	87.5/100	△5/100
再任用職員	6月	40/100	42.5/100	+2.5/100
	12月	45/100	42.5/100	△2.5/100

3 施行期日

(1) 宿日直手当及び給料表関係

- ・公布の日施行（平成30年4月1日適用）

(2) 期末・勤勉手当関係

- ・平成30年12月支給分 公布の日施行（平成30年12月1日適用）
- ・平成31年度以降支給分 平成31年4月1日施行

(参考)

期末・勤勉手当の支給割合

(単位：月)

区 分		現 行			平成30年度（改正後）			平成31年度（改正後）		
		6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
期 末	一 般 職 員	1.175	1.325	2.500	1.175	1.325	2.500	1.250	1.250	2.500
	再任用職員	0.625	0.775	1.400	0.625	0.775	1.400	0.700	0.700	1.400
勤 勉	一 般 職 員	0.825	0.825	1.650	0.825	0.925	1.750	0.875	0.875	1.750
	再任用職員	0.400	0.400	0.800	0.400	0.450	0.850	0.425	0.425	0.850
合 計	一 般 職 員	4.150			4.250			4.250		
	再任用職員	2.200			2.250			2.250		

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>(宿日直手当) 第二十一条 略</p> <p>2 宿日直手当の額は、その勤務一回につき、<u>四千四百円</u>（教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、<u>六千円</u>）を超えない範囲内において県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める額とする。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の勤務時間の二分の一に相当する時間である日で教育委員会規則で定めるものに退庁時から引き続き行われる宿直勤務にあつては、その額は、<u>六千六百元</u>（教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、<u>九千五百円</u>）を超えない範囲内において県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める額とする。</p> <p>(勤勉手当) 第二十三条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五を</p>	<p>(宿日直手当) 第二十一条 略</p> <p>2 宿日直手当の額は、その勤務一回につき、<u>四千二百円</u>（教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、<u>五千九百元</u>）を超えない範囲内において県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める額とする。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の勤務時間の二分の一に相当する時間である日で教育委員会規則で定めるものに退庁時から引き続き行われる宿直勤務にあつては、その額は、<u>六千三百円</u>（教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては、<u>八千八百五十円</u>）を超えない範囲内において県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める額とする。</p> <p>(勤勉手当) 第二十三条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十二・五を</p>

乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額

3
5
略

附 則

1
4
略

5 附則第二項の規定が適用される間、第二十三条第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・九二五を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の九十二・五を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十 を乗じて得た額の総額

3
5
略

附 則

1
4
略

5 附則第二項の規定が適用される間、第二十三条第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・八二五を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の八十二・五を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
<p>第四条 給料は、第二十八条から第二十八条の四までの規定に基づく勤務時間による勤務に対する報酬であつて扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき手当（第十七条の三の規定による手当を含む。第十九条及び第二十条第二項において同じ。）<u>に</u>時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、退職手当及び死亡一時金を含まないものとする。</p> <p>（期末手当） 第二十二條 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十二條の三まで）<u>に</u>それぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第二十二條の三においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十六条第六項の規定の適用を受ける職員及び教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五</p> <p>を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百</p>	<p>第四条 給料は、第二十八条から第二十八条の四までの規定に基づく勤務時間による勤務に対する報酬であつて扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき手当（第十七条の三の規定による手当を含む。第十九条、第二十条第二項及び附則第四項において同じ。）<u>に</u>時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、退職手当及び死亡一時金を含まないものとする。</p> <p>（期末手当） 第二十二條 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十二條の三まで）<u>及び附則第二項第五号</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第二十二條の三においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十六条第六項の規定の適用を受ける職員及び教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百十七・五、十二月に支給する場合には百分の百三十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百</p>

分の百二十五

「とあるのは「百分の七十」とする。

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在

）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とする。

5 5 7 略

（勤勉手当）

第二十三条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条

）においてこれらの日を「基準日」という。）

にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に百分の八十七・五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基

分の百十七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の七十七・五」とする。

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第二項第五号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とする。

5 5 7 略

（勤勉手当）

第二十三条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条及

び附則第二項第六号においてこれらの日を「基準日」という。）

にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に百分の九十二・五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基

3
5 略 基礎額に百分の四十二・五を乗じて得た額の総額

略 附 則

3
5 略 基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額

1
略 附 則

2 平成三十年十二月三十一日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 給料月額 当該特定職員の給料月額に百分の一を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第四項及び第五項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第四項において「給料月額減額基礎額」という。））
- 二 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に百分の一を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に、第十五条の二第二項各号に定める割合を乗じて得た額）
- 三 へき地手当 当該特定職員の給料月額に対するへき地手当の月額に百分の一を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に、第十七条の二第三項各号又は

第四項に定める支給割合を乗じて得た額)

四 へき地手当に準ずる手当 当該特定職員の給料月額に対するへき地手当に準ずる手当の月額に百分の一を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対するへき地手当に準ずる手当の月額)

五 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第二十二条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、百分の一を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

六 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第二十三条第四項において準用する第二十二條第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第五項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第二十三条第二項前段に規定する県の教

育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第四項において準用する第二十二条第五項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第五項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第二十三条第二項前段に規定する県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額）

七 第二十六条第一項から第六項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第二十六条第一項 前各号に定める額

ロ 第二十六条第二項又は第三項 第一号、第二号及び第五号に定める額に百分の八十を乗じて得た額

ハ 第二十六条第四項 第一号及び第二号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第二十六条第五項 第一号、第二号及び第五号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第二十六条第六項 第五号に定める額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

給料表	職務の級
-----	------

教育職給料表(一)	四級
教育職給料表(二)	四級
行政職給料表	六級

3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

4 附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第二十条第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額並びにこれに対する地域手当及びへき地手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に百分の一を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及びへき地手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから同項に規定する教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

5 附則第二項の規定が適用される間、第二十三条第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・九二五を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の九十二・五を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

教育長の給与及び旅費等に関する条例の 一部を改正する条例案について

教職員給与課

1 改正理由

一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

教育長の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。（第3条関係）

（単位：月）

支給月	現行	平成30年度(改正後)		平成31年度(改正後)	
6月	1.55	1.55	—	1.60	+0.05
12月	1.55	1.65	+0.10	1.60	△0.05
合計	3.10	3.20	+0.10	3.20	—

3 施行期日

- ・平成30年12月支給分 公布の日施行（平成30年12月1日適用）
- ・平成31年度以降支給分 平成31年4月1日施行

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	<p>（期末手当） 第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p> <p>3～5 略</p>
旧	<p>（期末手当） 第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあり、及び 「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。</p> <p>3～5 略</p>

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	<p>（期末手当） 第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十」とする。</p> <p>3～5 略</p>
旧	<p>（期末手当） 第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p> <p>3～5 略</p>

(新) ミュージアム活性化事業 (債務負担行為の設定)

生涯学習課

1 目的

美術館が開催する展覧会について、開催権利及び展示作品の早期確保や、連携する県内メディア企業による十分なPR期間を確保するため、展覧会開催費を債務負担行為設定することにより、県民に魅力的で良質な展覧会を提供するとともに、大型クルーズ船を始めとする国内外からの観光需要に対応し、地域経済の活性化に寄与する。

2 債務負担行為限度額

43,048千円

(使) 11,909千円 (諸) 15,673千円 (○) 15,466千円)

3 開催予定展覧会の概要

展覧会の名称 (仮称) (運営方式)	会期 (予定)	県事業費 (千円)
(1) 県立美術館		30,448
フシギな実験室 (実行委員会：秋田朝日放送)	平成31年 4月20日～ 平成31年 5月12日	4,000
藤城清治展 (実行委員会：秋田魁新報)	平成31年 7月20日～ 平成31年 9月23日	4,000
あこがれの秋田写真展 (実行委員会：秋田テレビ)	平成31年 9月29日～ 平成31年10月27日	4,000
キスリング展 (委託：平野政吉美術財団)	平成31年 9月29日～ 平成31年11月24日	10,790
師・黒田清輝と妻・鴫田とみ (委託：平野政吉美術財団)	平成31年11月30日～ 平成32年 1月26日	7,658
(2) 近代美術館		12,600
岩合光昭の世界ネコ歩き2 (実行委員会：秋田放送)	平成31年 4月27日～ 平成31年 6月30日	3,750
ビッグコミック50周年展 (実行委員会：秋田放送)	平成31年 7月 6日～ 平成31年 9月 8日	3,250
伊藤若冲と京の芸術 (実行委員会：魁新報・秋田放送)	平成31年 9月14日～ 平成31年11月10日	5,600